

■ 要 旨 ■	376
■ 本 編 ■	380
1. 概 要	380
2. DB 年金制度の財政運営について	380
(1) MINF 積立不足に関する基準	380
(2) シミュレーションの前提条件	383
(3) 厚生年金基金から DB 年金への移行(代行返上)	385
(4) 適格年金から DB 年金への移行・DB 年金の新設	387
3. 今後の課題とまとめ	389

■ 要 旨 ■

1. 概要

論文「動的年金数理を使用した財政運営に関する考察」で行なったシミュレーションの結果、DB年金制度の財政運営に関しては非継続基準の積立水準に十分な配慮が必要であることが分かったため、本論文にまとめた。

2. MinF積立不足に関する基準

非継続基準の積立水準がDB法施行規則第59条第2項の条件（3事業年度判定）を満たさず、かつ

$$\boxed{\text{MinF 増加見込額}} + \boxed{\text{積立不足に応じた拠出額}} > \boxed{\text{翌事業年度における掛金}}$$

の場合は、最低限その差額を財政検証の翌々事業年度に追加拠出する必要が生じる。

3. 代行返上シミュレーション結果

(前提)

- ・ 団塊の世代（50歳台前半）の人数が多い非定常人口
- ・ 予定利率 4.0%、過去勤務債務の償却は 10 年定額償却
- ・ MinF 割引率が当初 0.25% 刻みで低下
- ・ 制度発足時点の非継続の積立水準は 0.80

(結果)

- ・ 給付カーブが S 字型・逓増型いずれの場合も翌期から追加掛金が発生
→ 一時的にでも所定の基準を割り込んだ場合、金利低下や一時的な人員構成の歪みにより MinF 増加額が多額になり追加拠出額発生リスクあり

4. DB 年金新設シミュレーション結果

(前提)

- ・ 団塊の世代（50歳台前半）の人数が多い非定常人口
- ・ 予定利率 3.0%、過去勤務債務の償却は 10 年定額償却
- ・ MinF 割引率が当初 0.25% 刻みで低下
- ・ 最低保全給付の 5 年経過措置適用する場合としない場合を想定

(結果)

- ・ 給付カーブが S 字型・逓増型、最低保全給付の 5 年経過措置適用する場合としない場合のいずれも翌期から数年間にわたり追加掛金が発生
- ・ 特に最低保全給付の 5 年経過措置を適用した場合の方が追加拠出額多額
→ 所定の基準を割り込んだ場合、経過措置を適用している方が MinF 増加見込額が多額になることが理由
- ・ 過去勤務債務の償却年数を 5 年とすれば追加拠出額は発生しない。

5. DB 年金運営の留意事項

	留意事項
代行返上後の DB 年金	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金で代行返上直前の非継続基準の積立水準が 0.7 で、代行部分とプラスアルファ部分の最低積立基準額の比率が 1:1 の場合、代行返上によって非継続基準の積立水準は、$(0.7 - 0.5) \div (1.0 - 0.5) = 0.2 \div 0.5 = 0.4$ に低下 → 過去分返上後の積立水準に注意 ・シミュレーションでは非継続の積立水準は 0.8。積立水準が 0.4 の場合、追加拠出掛金額はさらに多額に上る。(給付水準の減額により積立水準を 0.8 まで回復させるには単純に 50% ほどの減額が必要) ・シミュレーションでは確定年金、基金制度では基本的に終身年金。非継続基準の積立水準に与える影響はこれ以上に大きい可能性あり。 ・従来 of 回復計画方式が使用できないことによる影響 ・代行返上時に MinV 以上の金額の一括拠出、予定利率引き下げ、過去勤務債務の早期償却なども検討要
DB 年金新設	<ul style="list-style-type: none"> ・保守的な予定利率の設定 (予定利率の水準への配慮) ・過去勤務債務の償却はできる限り短く設定 ・資金の拠出計画によっては 5 年経過措置を適用しないほうがよい場合もある
適格年金 → DB 年金移行	<ul style="list-style-type: none"> ・DB 年金移行の 15 年経過措置を適用している場合に経過措置適用の途上で所定の基準値を割り込むと突然多額の追加拠出額が発生し得る。経過措置期間中に十分な積み立てがなされるよう配慮が必要。 ・適年を 10 年間ギリギリまで続けてから移行することを考えている場合であっても財政健全化の手段を 10 年以内に講じて積立水準を高める努力をしておかないと移行時に非継続基準による追加拠出掛金が多額にのぼるケースが生じ得ることに注意が必要 (今のうちから対策を講じておけば計画的な拠出も含め選択肢が広いが遅くなればなるほど大幅な掛金引き上げか大幅な減額が必要になる可能性あり)

[考察]

- ・代行返上後の DB 年金、DB 年金新設時には移行後の掛金負担や加入員構成の変化による追加拠出負担の可能性の検証も含め十分な注意が必要
- ・シミュレーションによる検証・考察の必要性

6. まとめと考察

- ・ DB 年金制度の財政運営→非継続の積立水準の影響大。特に MinF 増加見込額の影響が大きい場合がある。掛金引き上げリスク大きい。
- ・ 安定的な掛金拠出の観点からは、今後の 20 年国債利回りの動向を意識した保守的な予定利率の設定、過去勤務債務の短期償却・弾力償却・定率償却、特例掛金、基礎率の動態設定、不足金発生時の早期対応などにより、制度発足後は常に非継続基準の積立水準が所定的水準を上回るよう十分な配慮をすることが望ましい。年金資産投資政策への影響もあると考えられる。
- ・ 年金制度における財政検証の複雑化→シミュレーションによる検証の必要性（人員構成の歪みが財政に与える影響も含め考察・検証）
- ・ DB 年金制度の掛金引き上げリスクへの対応→DB 減額・CB 移行・DC 移行
- ・ 昨今のようにマイナス運用という異常事態が発生し急激に積立水準が低下した場合、翌年度の非継続追加拠出額が多額にのぼり DB 年金制度運営に大きな混乱が発生する可能性あり→実務上の負担は増加するが、本論文における S-101 と S-102 のように非継続基準の積立水準が数年後に自然回復するような場合もあり、DB 年金制度でも厚生年金基金制度のように今後 7 年間の継続基準の掛金収入を総合的に勘案した弾力的な掛金の拠出判定を行なうことも考えられる。

以上

■ 本編 ■

1. 概要

論文「動的年金数理を使用した財政運営に関する考察」で行なったシミュレーションの結果、DB年金制度の財政運営に関しては非継続基準の積立水準に十分な配慮が必要であることが分かったため、本論文にまとめた。

2. DB年金制度の財政運営について

(1) MinF積立不足に関する基準

積立金が最低積立基準額（MinF）を下回っている場合の取り扱いについて以下にDB法関係法令を掲載する。

【確定給付企業年金法】

（積立不足に伴う掛金の拠出）

第六十三条 事業主は、第六十一条の規定による計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、当該下回った額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより掛金として拠出しなければならない。

【確定給付企業年金法施行規則】

(積立不足に伴い抛出すべき掛金の額)

第五十八条 法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額に、第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額を合算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる積立比率（当該事業年度の末日における積立金の額の最低積立基準額に対する比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じて同表の下欄に定める額

積立比率	額
〇・八未満	積立金の額が最低積立基準額を下回る額（以下この表において「不足額」という。）から最低積立基準額に〇・二を乗じて得た額を控除した額を五で除して得た額に、最低積立基準額を六十で除して得た額を加算した額
〇・八以上〇・九未満	不足額から最低積立基準額に〇・一を乗じて得た額を控除した額を十で除して得た額に、最低積立基準額を百五十で除して得た額を加算した額
〇・九以上一・〇未満	不足額を十五で除して得た額

二 積立金の額が最低積立基準額を下回る額

(積立不足に伴う掛金の抛出手法)

第五十九条 事業主は、前条の規定に基づき算定した額が翌事業年度における掛金の額を上回る場合にあっては、規約で定めるところにより、当該上回る額を、掛金として翌々事業年度の掛金の額に追加して抛出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における積立比率が〇・九以上であって、かつ、当該事業年度の前三事業年度のうち少なくとも二事業年度の積立比率が一・〇以上である場合にあっては、前項の当該上回る額を抛出しないものとする事ができる。

附則

(積立不足に伴う掛金の抛出についての経過措置)

第二条 平成十九年三月三十一日までの間における第五十八条及び第五十九条の規定の適用については、第五十八条第一項第一号の表中「六十」とあるのは「百」と、「得た額に、最低積立基準額を百五十で除して得た額を加算した額」とあるのは「得た額」とし、「不足額を十五で除して得た額」とあるのは「零」と、第五十九条第二項中「〇・九」とあるのは「〇・八」と、「一・〇」とあるのは「〇・九」とする。

以下で行なうシミュレーションでは、非継続基準の積立基準を初年度から5年間は0.9、以降は1.0とし、基準を割り込んだ場合はDB法施行規則第58条第1項により算定されるMinF増加見込額と第1項第1号に定める掛金の合計額と第59条の「翌事業年度における掛金」を比較し上回る額を翌々事業年度に拠出するものとしている。

なお、追加拠出額が発生することとなった財政検証年度の次年度の財政検証、及び追加拠出額算定の方法は実務基準に拠った。(DB法施行規則第58条の「積立金」→「積立金に追加拠出額を加えた額」の読み替えを含む)

(2) シミュレーションの前提条件

非継続基準の積立水準が DB 法施行規則第 59 条第 2 項の条件（3 事業年度判定）を満たさず、かつ「MinF 増加見込額と積立不足に応じた拠出額」の合計額と「翌事業年度における掛金」とを比較し前者が大きい場合には最低限その差額を追加拠出する必要が生じる。所定の基準を割り込んだ場合、年金数理の予定どおり推移すればいま以上に非継続の積立水準を低下させることがないような基準になっている。実際にシミュレーションを行なってみると、このうち MinF 増加見込額の影響が大変大きいことが分かる。MinF 増加見込額に影響を与える要素として以下のものがある。

- ① 加入員の高齢化による増加（年金受給資格者増加、給付カーブの上昇幅が大きい年齢・勤続年数への到達）。
- ② MinF 割引率の低下。

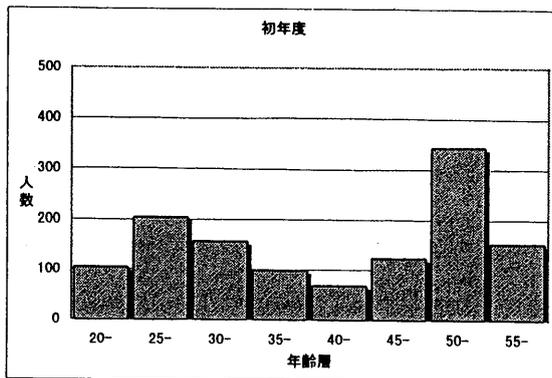
論文「動態的年金数理を使用した財政運営に関する考察」で行なってきたシミュレーションでは説明の便宜上、継続基準の数理債務が非継続基準の最低積立基準額よりも相当高い水準になっている制度とし、かつ①による影響が当初はあまり生じず、MinF 割引率も一定とすることで②の影響がない場合としてきた。以下のシミュレーションでは加入員構成を団塊の世代（50 歳台前半）が多くなっている制度とし、MinF 割引率も 0.25% 刻みでしばらく低下していく場合を想定した。継続基準の予定利率は 4.0%、過去勤務債務の償却は 10 年定額償却とした（定額償却としたのは団塊の世代の定年到達により給与総額減少が見込まれるため）。シミュレーション開始時点での非継続積立水準は約 0.8 とした。

この条件を満たすような 2 つの給付制度（給付率：S 字型、逓増型）についてシミュレーションを行なった。S 字型のように年齢・勤続年数別に給付格差が大きいケースでは同じ割引率で比較すると MinF 水準が数理債務（VNR）より相対的に低いケースが多く継続基準の掛金は MinF 水準と比べ高い積立

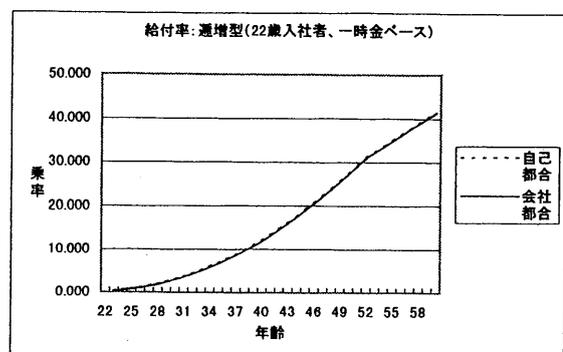
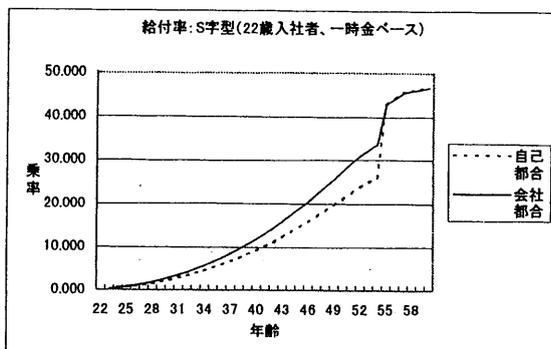
目標に向けた掛金となるが、その反面加入員の多い世代が、給付が急激に多くなる年齢・勤続年数に到達した場合、一時的に MinF 増加額が大きくなる。一方、逓増型のように給付格差がそれほどない場合には、加入員構成は MinF の伸びにあまり大きく影響を与えないが、S 字型の場合に比べると MinF 水準が VNR 水準と相対的に近くなる傾向があり、継続基準の掛金は MinF 水準に比較的近い積立目標に向けた掛金となる傾向がある。これらの影響は非継続の追加掛金水準に影響を与える要素となる。

加入員構成と給付率は以下のとおりであり、それ以外の前提及びシミュレーション表の見方については論文「動的年金数理を使用した財政運営に関する考察」で行なってきたシミュレーションと同様である（会社都合脱退率とベア率は見込まない）。必要に応じて参照されたい。

■加入員分布■



■給付率グラフ■



(3) 厚生年金基金から DB 年金への移行（代行返上）

番号	シミュレーション内容
S-101	給付率：S字型、開始時点での非継続積立水準は約 0.8
S-102	給付率：逡増型、開始時点での非継続積立水準は約 0.8

結果を見ると、S-101 では翌年度から 3 年間、S-102 では翌年度から 2 年間追加拠出掛金が発生している。

年度	S-101	S-102
0	0	0
1	143	118
2	139	36
3	89	0
4	0	0
5	0	0
累計額	371	154

詳しく見ると S-101 では予測期間中常に VNR （数理債務） $>$ MinF（最低積立基準額）となっている。したがって継続基準の過去勤務債務の償却が終了すれば非継続基準の積立水準は常に 1.0 を上回る。また、追加掛金の払い込みにより継続基準の積立水準も 1.0 を上回って推移し、その後は剰余が剰余を呼ぶ状態になる。S-102 では予測開始 3 年後から 2 年間は $VNR < \text{MinF}$ となるが、その後は人員構成の偏りが減少することにより $VNR > \text{MinF}$ となっている。長期では S-101 と同様、非継続・継続基準とも積立水準は 1.0 を上回って推移する。

ここで、両者の継続基準と非継続基準の積立目標の比率と追加掛金の関係を見てみる。

番号	VNR / MinF (初年度)	VNR / MinF (21 年後)	追加掛金 (百万円)
S-101	1.306	1.203	371
S-102	1.066	1.067	154

※シミュレーション上 21 年後の MinF 割引率は 1.75%

これを見て分かることは、S-101 では MinF 水準に比べ継続基準の掛金は相対的に高い積立目標に向けた掛金となっているにもかかわらず、S-102 よりも多額の追加拠出掛金が発生していることが分かる。これは S-101 における

1年間当たりの MinF 増加見込額が S-102 よりも大きいからである。いずれの場合も過去勤務債務の償却が終了していれば問題ないのだが、一時的にでも所定の基準を割り込んだ場合には一時的な人員構成の歪み、金利低下などによりこのような追加掛金拠出発生リスクがあることが分かる。

DB 年金制度では厚生年金基金制度と異なり回復計画によって今後 7 年間の継続基準の掛金収入を総合的に勘案することができないため、一時点で所定の基準を割り込んだ場合に突然多額の追加拠出金が発生することが起こり得る。制度運営に携わる者としては、このような掛金引き上げリスクがあることを十分考慮した財政運営を意識しておく必要があると言える。

ここで、代行返上直前の非継続基準の積立水準が 0.7 で、代行部分とプラスアルファ部分の最低積立基準額の比率が 1:1 の厚生年金基金を考えてみる。この基金が単に代行返上すると非継続基準の積立水準は、

$$(0.7 - 0.5) \div (1.0 - 0.5) = 0.2 \div 0.5 = 0.4$$

に低下する。一方、上記シミュレーションでは非継続基準の積立水準を 0.8 からスタートさせている。積立水準が 0.4 の場合、追加拠出掛金額は上記以上に多額に上ることとなる。このような場合、制度発足時に MinV（最低責任準備金）以上のある程度の金額を一括拠出することも考えられる（給付水準の減額により積立水準を 0.8 まで回復させるには単純に 50%ほどの減額が必要になる）。さらに、このシミュレーションでは確定年金としているが厚生年金基金制度は基本的に終身年金の制度であり非継続基準の積立水準に与える影響はこれ以上に大きい可能性がある。一時金選択率なども影響を与え得る。代行返上後の DB 年金の設立時には従来の回復計画方式が使用できないため、当初の追加拠出額負担やその後の加入員構成・割引率の変化による追加拠出負担の予測推移も含め十分な注意が必要であり、昨今のような低金利の状況を考えると、継続基準の予定利率の引き下げや過去勤務債務の早期償却なども考慮に入れることが望ましいと考えられる。

(4) 適格年金から DB 年金への移行・DB 年金の新設

現状では適年でも積立水準が低い制度が一般的に多いと考えられる。適年からの DB 年金移行では DB 法施行規則附則 9 条の最低保全給付の 15 年間分割計上、DB 年金新設では DB 法施行規則 54 条第 2 項（過去勤務期間の通算）による最低保全給付の 5 年間分割計上の適用が行なわれるものと思われるが、実際にシミュレーションを行なってみると、必ずしも前提条件によってはそうしないほうがよい場合もあることが分かる。

以下に DB 年金新設のシミュレーションを行なった結果を示す。予定利率・給付利率・据置乗率は 3.0%、初期過去勤務債務の償却は 10 年定額償却とした。また、加入員構成は S-101 等と同様とし給付カーブも S 字型と逡増型の 2 種類とした。

番号	シミュレーション内容
S-201	給付率：S 字型、最低保全給付 5 年経過措置あり
S-202	給付率：逡増型、最低保全給付 5 年経過措置あり
S-211	給付率：S 字型、最低保全給付 5 年経過措置なし
S-212	給付率：逡増型、最低保全給付 5 年経過措置なし

これらについて、初年度以降の追加拠出額を比較すると以下ようになる。

年度	S-201	S-202	S-211	S-212
0	0	0	0	0
1	636	687	429	462
2	648	628	235	180
3	614	587	41	0
4	239	241	0	0
5	95	217	0	0
累計額	2,232	2,360	705	642

このように経過措置を適用した場合の方が、継続基準の掛金に追加して拠出する額が大きくなることが分かる。これは経過措置を適用した場合、当初の非継続基準の積立水準 VRR/MinF は大きくなるが、積立基準値を下回っている場合には、追加拠出額の算定上 MinF 増加見込額が大きくなることが影響している。このため金利が上がり始めても追加拠出額が発生している。DB 年金を新設する場合には 1 年後に積み立てられる年金資産と最低積立基準額

の関係、追加拠出額の関係に十分な配慮が必要である。なお、この例で過去勤務債務の償却年数を5年償却とすればいずれの場合も追加掛金は発生しない。制度新設の場合には予定利率の水準に配慮するほか、過去勤務債務の償却年数も可能な限り短く設定しておくことが1つの対応策と言える。

なお、安定的な掛金拠出の観点からは、過去勤務債務の長期償却を採用できるのは「年金資産 $>$ MinF」かつ「加入員構成が若く相当年数が経過しないとMinF $>$ VNRとならない場合」など、非継続基準の積立水準が当面の間高い水準を維持できる見込みの場合などに限定されるものと考えられる。

これと同様に、適年からDB年金に移行する場合にも同様のことが起こり得る。DB年金移行後、最低保全給付の15年経過措置を適用している場合に経過措置適用の途上で所定の基準値を割り込むと突然多額の追加拠出額が発生し得る。経過措置期間中の非継続の積立水準の変化・推移もあらかじめシミュレーション等により想定しておくのが望ましいと考えられる。また適年を10年間ギリギリまで続けてから移行する場合も同様に財政健全化の手段を早めに講じて積立水準を高める努力をしておかないとDB年金移行時の選択肢が狭くなり大幅に掛金拠出を増やすか大幅に減額するかを迫られることになる可能性がある。非継続基準による追加拠出掛金が多額にのぼるケースが生じ得ることに留意が必要である。

3. 今後の課題とまとめ

これまで見てきたように DB 年金制度における財政運営では非継続の積立水準の影響が大きい。加入員構成の他、金利低下、給付カーブの影響を受ける。新 DB 年金の財政運営を考えると継続基準の予定利率については長期的な期待運用収益率の他に 20 年国債利回りの動きにも十分留意したうえで予定利率を考えていく必要があると考えられる。ちなみに基金制度で使用されてきた MinF 割引率（過去の 20 年国債の 5 年平均）は以下のとおりである。

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14
MinF 割引率	4.75%	4.00%	3.50%	3.00%	2.75%	2.50%

またシミュレーションでは予定利率どおりに運用ができる前提となっているが、予定どおりの運用が達成できない場合があり得ることを考えると、計画的な資金拠出を行なうためには DB 年金では相当程度継続基準上の予定利率を低くし過去勤務債務の償却年数も極力短くすることで常に非継続基準の積立水準が 1.0 を上回るような財政運営ができるようにシミュレーションなどを元に検証しておくことが望ましいと考えられる。また、過去勤務債務の弾力償却・定率償却、DB 法施行規則 47 条の特例掛金（次回再計算までに見込まれる不足金償却のための掛金）、短期的な要素の基礎率への織り込み（動態基礎率設定…論文「動的年金数理を使用した財政運営に関する考察」参照）なども必要に応じて活用することが考えられる。掛金引き上げリスクとの関係から年金資産の投資政策にも少なからず影響を与えよう。

このように、安定的な掛金拠出を前提とした場合、代行返上後の DB 年金制度設立時・DB 年金新設時には制度設計や財政運営の面で十分な配慮が必要と考えられる。また、適年から DB 年金に移行する場合であっても今のうちから対策を講じていれば計画的な掛金拠出による積立水準回復という選択肢もあるが、移行時期が遅くなるにつれ非継続基準割れとなった場合の選択肢が狭まり短期で多額の拠出か大幅な減額かを迫られる可能性がある。この

ことを認識しておかないと制度提供者にとっても計画的な資金拠出計画の観点から都合がよくないであろう。このことは、今後の基金・適年からの移行において DB 減額・CB 移行・DC 移行が進む可能性を高めることになると考えられ、制度の再編に与える影響は大きいものと考えられる。

なお、年金制度に関する財政検証は複雑化しており、シミュレーションによる検証を行ない財政運営上のリスクを見ておくことは安定的な制度運営を図るうえで大変重要であると思われる。

昨今のように多くの年金基金で見られるようなマイナス運用という異常事態が発生し一時点で急激に積立水準が低下すれば翌年度に多額の追加拠出額が発生し DB 年金制度の財政運営に大きな混乱を与えることになる可能性がある。特に回復計画実施中の厚生年金基金制度が予定利率や制度設計の見直しなしに代行返上し新 DB 年金に移行した場合には、非継続の観点で従来の回復計画から新方式に変更になることにより多額の追加拠出額が発生する可能性がある（なお、本論文では最低保全給付の算定において DB 法施行規則 54 条第 1 項第 1 号方式〔基金方式〕を前提としているが、同条同項 2 号方式を選択する場合にはその水準などにより影響は異なり得る）。

また、本論文における S-101 と S-102 のような事例では、年金数理の予定どおり推移するという前提の元では、過去勤務債務の償却が完了しさえすれば、今追加掛金を拠出しなかったとしても将来的に非継続基準の積立水準は常に 1.00 を上回って推移する（非継続基準の積立水準は自然回復する）。実務上の負担は増加するが、DB 年金制度でも厚生年金基金制度のように今後 7 年間の継続基準の掛金収入を総合的に勘案した弾力的な掛金の拠出判定を行なうことも選択肢の 1 つとして考えてもよいかもしれない。

以上

（第一生命 企業年金数理室）

A study on financial administration of defined benefit corporate pension plan

Takashi Shimada

1.The outline of this study

Simulations, that ran at a study titled 'A study on administration of pension financing brought in dynamic assumptions', suggested that it is necessary to fully take into account to minimum funding requirement in the administration of defined benefit corporate pension plan. So I wrote this study.

■ 予定利率：全期間3.00% ■ 運用利回り：予定利率どおり
 ■ 予定ベータ率：全期間0.00% ■ 実績ベータ率：予定ベータ率どおり
 ■ 予定脱退率：自己都合脱退率のみ ■ 実績脱退率：実績ベータ率と自己都合脱退率の平均
 ■ 標準掛金：再計算ごとに洗い替え ■ 特別掛金：10年定期償還 ■ 特別掛金：設定なし
 ■ 一時金選択率：50%

年度	数理 債務 (実績)	年金 資産 (VFR)	未償却 PSL	決算後 繰上 入金 現預	決算後 繰上 入金 準備金	最低 責任 準備金 (MinF)	繰上 VRR (VRR)	繰上 VRR (MinF)	繰上 VRR (MinF)	運用 利回り	MinF 新引当	予定 ベータ	実績 ベータ	加入 員数 (実績)	給与 総額 (実績)	繰上 掛金率	繰上 掛金額	特別 掛金率	特別 掛金額	繰上 掛金率 合計	繰上 掛金額 合計	非継続 追加 拠出額	繰上 掛金率 合計	繰上 掛金額 合計	年金 給付 (実績)	一時金 給付 (実績)	数理 債務 予算
0	10,096	0	10,096	0	0	0	0	0	3.00%	2.50%	0.00%	0.00%	1,253	397	34.60%	338	289.31%	1,493	0.00%	0	1,493	0	0.37391%	0	334	0,607	
1	10,407	1,919	8,488	2,215	1,191	0	179	0	3.00%	2.55%	0.00%	0.00%	1,195	397	34.60%	327	296.98%	1,493	0.00%	0	1,493	429	0.38158%	15	419	0,924	
2	10,624	2,586	7,838	3,008	2,116	0	347	0	3.00%	2.60%	0.00%	0.00%	1,138	374	34.60%	316	307.30%	1,493	0.00%	0	1,493	235	0.39190%	36	455	0,770	
3	10,770	3,093	6,877	3,734	3,396	0	509	0	3.00%	2.65%	0.00%	0.00%	1,071	351	34.60%	307	316.78%	1,493	0.00%	0	1,493	41	0.40138%	62	454	0,885	
4	10,885	3,233	5,852	4,412	4,174	0	671	0	3.00%	2.70%	0.00%	0.00%	1,006	331	34.60%	297	326.96%	1,493	0.00%	0	1,493	88	0.41158%	88	451	0,964	
5	10,964	3,228	4,838	5,420	5,544	0	832	0	3.00%	2.75%	0.00%	0.00%	941	311	34.60%	282	333.17%	1,493	0.00%	0	1,493	115	0.41777%	115	809	1,066	
6	10,866	2,723	3,593	4,399	6,467	0	926	0	3.00%	2.80%	0.00%	0.00%	876	301	34.60%	260	346.70%	1,493	0.00%	0	1,493	141	0.43130%	141	697	1,086	
7	10,211	8,832	2,518	3,348	7,263	0	878	0	3.00%	2.85%	0.00%	0.00%	811	313	34.60%	265	366.79%	1,493	0.00%	0	1,493	171	0.45140%	171	731	1,021	
8	10,441	8,001	2,688	1,149	8,720	0	777	0	3.00%	3.00%	0.00%	0.00%	748	293	34.60%	248	392.65%	1,493	0.00%	0	1,493	213	0.47665%	213	643	889	
9	9,869	8,601	268	0	9,454	0	770	0	3.00%	3.25%	0.00%	0.00%	693	276	34.60%	234	416.16%	1,493	0.00%	0	1,493	221	0.50078%	330	603	3,454	
10	9,454	10,361	-907	0	9,228	0	681	0	3.00%	3.50%	0.00%	0.00%	608	281	34.60%	221	446.60%	0	0.00%	0	0	221	0	0	335	328	0,000
11	9,228	10,363	-934	0	8,986	0	594	0	3.00%	3.75%	0.00%	0.00%	505	251	34.60%	217	484.60%	0	0.00%	0	0	217	0	0	313	398	0,000
12	8,986	9,949	-962	0	8,475	0	511	0	3.00%	4.00%	0.00%	0.00%	404	225	34.60%	214	523.60%	0	0.00%	0	0	214	0	0	277	475	0,000
13	8,745	9,336	-991	0	8,075	0	439	0	3.00%	4.25%	0.00%	0.00%	305	201	34.60%	212	562.60%	0	0.00%	0	0	212	0	0	246	566	0,000
14	8,515	8,696	-1,021	0	7,675	0	379	0	3.00%	4.50%	0.00%	0.00%	221	181	34.60%	210	602.60%	0	0.00%	0	0	210	0	0	226	659	0,000
15	8,293	8,055	-1,052	0	7,283	0	332	0	3.00%	4.75%	0.00%	0.00%	151	164	34.60%	208	643.60%	0	0.00%	0	0	208	0	0	208	752	0,000
16	8,059	7,421	-1,083	0	6,899	0	297	0	3.00%	5.00%	0.00%	0.00%	101	151	34.60%	206	686.60%	0	0.00%	0	0	206	0	0	182	833	0,000
17	7,823	6,793	-1,116	0	6,529	0	272	0	3.00%	5.25%	0.00%	0.00%	76	141	34.60%	204	731.60%	0	0.00%	0	0	204	0	0	169	916	0,000
18	7,583	6,163	-1,149	0	6,172	0	257	0	3.00%	5.50%	0.00%	0.00%	59	131	34.60%	202	777.60%	0	0.00%	0	0	202	0	0	154	994	0,000
19	7,341	5,533	-1,184	0	5,822	0	251	0	3.00%	5.75%	0.00%	0.00%	49	121	34.60%	200	825.60%	0	0.00%	0	0	200	0	0	141	1,077	0,000
20	7,103	4,903	-1,219	0	5,481	0	251	0	3.00%	6.00%	0.00%	0.00%	41	111	34.60%	198	875.60%	0	0.00%	0	0	198	0	0	131	1,161	0,000
21	6,868	4,273	-1,254	0	5,141	0	251	0	3.00%	6.25%	0.00%	0.00%	34	101	34.60%	196	926.60%	0	0.00%	0	0	196	0	0	121	1,246	0,000
22	6,633	3,643	-1,289	0	4,801	0	251	0	3.00%	6.50%	0.00%	0.00%	28	91	34.60%	194	978.60%	0	0.00%	0	0	194	0	0	111	1,331	0,000
23	6,398	3,013	-1,324	0	4,461	0	251	0	3.00%	6.75%	0.00%	0.00%	23	81	34.60%	192	1,031.60%	0	0.00%	0	0	192	0	0	101	1,416	0,000
24	6,163	2,383	-1,359	0	4,121	0	251	0	3.00%	7.00%	0.00%	0.00%	19	71	34.60%	190	1,085.60%	0	0.00%	0	0	190	0	0	91	1,501	0,000
25	5,928	1,753	-1,394	0	3,781	0	251	0	3.00%	7.25%	0.00%	0.00%	15	61	34.60%	188	1,140.60%	0	0.00%	0	0	188	0	0	81	1,586	0,000
26	5,693	1,123	-1,429	0	3,441	0	251	0	3.00%	7.50%	0.00%	0.00%	11	51	34.60%	186	1,196.60%	0	0.00%	0	0	186	0	0	71	1,671	0,000
27	5,458	548	-1,464	0	3,101	0	251	0	3.00%	7.75%	0.00%	0.00%	8	41	34.60%	184	1,253.60%	0	0.00%	0	0	184	0	0	61	1,756	0,000
28	5,223	28	-1,499	0	2,761	0	251	0	3.00%	8.00%	0.00%	0.00%	6	31	34.60%	182	1,311.60%	0	0.00%	0	0	182	0	0	51	1,841	0,000
29	5,000	0	-1,534	0	2,421	0	251	0	3.00%	8.25%	0.00%	0.00%	5	21	34.60%	180	1,370.60%	0	0.00%	0	0	180	0	0	41	1,926	0,000
30	4,775	0	-1,569	0	2,081	0	251	0	3.00%	8.50%	0.00%	0.00%	4	11	34.60%	178	1,430.60%	0	0.00%	0	0	178	0	0	31	2,011	0,000

